

滋賀県建設工事等入札参加停止基準

建設工事等指名停止基準（平成4年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された業者（以下「有資格業者」という。）に対する県および県の設立に係る公社・公益法人等発注（以下「県発注等」という。）の建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等業務委託（以下「工事等」という。）に係る入札参加停止の適正かつ統一的な処理を図るために必要な事項を定める。

（入札参加停止）

第2条 知事は、有資格業者または有資格業者の役員もしくは、その使用人（以下「有資格業者等」という。）が別表第1および別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 前項の入札参加停止を行ったときは、契約担当者（滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第2条第8号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、工事等の契約の相手方の選定に際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を入札に参加させ、または指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者または当該有資格業者を構成員にする共同企業体を現に入札に参加させ、または指名しているときは、当該入札参加資格または指名を取り消すものとする。

（下請負人および共同企業体の構成員に関する入札参加停止）

第3条 知事は、前条第1項の規定による入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の入札参加停止期間を基準に期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 知事は、共同企業体の行った行為等について前条第1項の規定により入札参加停止を行おうとするときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間を基準に期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止の期間の始期）

第4条 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日とする。

2 入札参加停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止を決定した日とする。

（入札参加停止期間の特例）

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって入札参加停止の期間とする。

2 有資格業者が、別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る入札参

加停止の期間の満了後 1 ヶ年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第 1 各号または別表第 2 各号の措置要件に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の 2 倍の期間とする。ただし、その期間は 36 ヶ月を限度とする。

- 3 有資格業者が、別表第 2 第 1 号、第 7 号または第 8 号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 3 ヶ年を経過するまでの間に、同表第 1 号、第 7 号または第 8 号の措置要件のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の 2 倍の期間とする。ただし、前項の規定により 2 倍の期間とする場合を除くものとし、また、その期間は 36 ヶ月を限度とするものとする。
- 4 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前 2 項の規定による入札参加停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該期間の 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 5 前項に規定する場合のほか、別表第 2 第 7 号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該有資格業者の入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 の期間とする。
- 6 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号および第 1 項の規定による期間を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、36 ヶ月を限度として入札参加停止の期間を当該期間の 2 倍まで延長することができる。
- 7 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の審査等）

第 6 条 知事は、第 2 条第 1 項もしくは第 3 条各項の規定により入札参加停止を行い、または第 5 条第 7 項の規定により入札参加停止の期間を変更しようとするときは、建設工事等契約審査委員会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならない。

- 2 前項の規定は、第 5 条第 8 項の規定により入札参加停止を解除しようとするときについて準用する。ただし、入札参加停止を解除する理由が客観的に明白である場合にあっては、審査会の審査を省略することができる。この場合には、当該措置をとったことについて審査会に報告するものとする。
- 3 知事は、別表第 2 の第 2 号から第 6 号までに掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行おうとするときは、あらかじめ警察本部長の意見を聞くものとする。

（入札参加停止の承継）

第 7 条 入札参加停止の期間中の有資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置も承継するものとする。

(入札参加停止の通知等)

第8条 知事は、第2条第1項もしくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、第5条第7項の規定により入札参加停止の期間を変更し、または同条第8項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するとともに、概要を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が県発注等の工事等に関するものであるときは、当該有資格業者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が県発注等の工事等の全部もしくは一部を下請し、または受託することを承認してはならない。ただし、下請負人については入札参加停止事由が別表第1の各号に該当する場合はこの限りではない。

(入札参加停止以外の措置)

第11条 知事は、入札参加停止を行うに至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面または口頭で警告または注意を喚起することができる。

(苦情申立て)

第12条 第2条第1項もしくは第3条各項の規定による入札参加停止（以下、「入札参加停止」という。）または前条の規定により警告または注意の喚起（以下「警告等」という。）の措置を受けた者は、当該措置について、知事に対して書面（次項および次条第4項において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号または名称ならびに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨および理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第13条 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかるわらず、知事は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- 4 知事は、第1項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第14条 前条第1項の回答に不服がある者は、知事に対して書面により再苦情申立てをすることができる。

- 2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - (1) 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内（前条第1項の回答をした日の翌日から当該入札参加停止の終期までの期間が2週間を下回る場合には、当該回答をした日の翌日から起算して2週間以内）
 - (2) 警告等 前条第1項の回答をした日の翌日から起算して2週間以内
- 3 知事は、再苦情申立てがあったときは、速やかに滋賀県入札監視委員会に諮問するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第15条 知事は、再苦情申立てを行った者に対し、滋賀県入札監視委員会の答申を踏まえ、答申を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。

- 2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - (1) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨およびこれに伴い知事が講じようとしている措置の概要
 - (2) 再苦情申立てが認められなかつた場合にあっては、その旨および理由
- 3 知事は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- 4 知事は、第1項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面を速やかに公表するものとする。

(その他)

第16条 この基準に定める入札参加停止に関する事務は、土木交通部監理課で所掌する。

- 2 その他この基準の実施に関し必要な事項は、審査会の意見を聴き土木交通部長が定める。

付 則

- 1 この基準は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1号の規定は、この基準の施行日以後に虚偽記載が発覚した調査資料について適用し、同日前に虚偽記載が発覚した調査資料については、なお従前の例による。

付 則

この改正は、平成 12 年 10 月 20 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 14 年 4 月 17 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 14 年 8 月 27 日から施行する。

付 則

1 この改正は、平成 16 年 10 月 14 日から施行する。

2 改正後の別表第 2 第 7 号の規定は、この基準の施行日以後に公正取引委員会から告発されたもの、または排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から告発されたもの、または排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 第 1 号および第 2 号の規定は、この基準の施行日以後に虚偽記載が発覚した調査資料について適用し、同日前に虚偽記載が発覚した調査資料については、なお従前の例による。

3 改正後の第 11 条から第 14 条までの規定は、この基準の施行日以後に行う指名停止措置について適用し、同日前に行われた指名停止については、なお従前の例による。

4 改正後の別表第 2 第 7 号の規定は、この基準の施行日以後に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の規定により逮捕され、もしくは公正取引委員会から告発されたもの、または排除措置命令もしくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から告発されたもの、もしくは排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものまたは改正法による改正前の独占禁止法の規定により告発されたもの、もしくは排除勧告、審判開始決定もしくは課徴金納付命令を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則

1 この改正は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 2 第 10 号（12）の規定は、この基準の施行日以後に、契約が成立した県発注等の工事等について適用する。

付 則

1 この改正は、平成 21 年 4 月 20 日から施行する。

2 改正後の別表第 2 第 2 号から第 6 号までの規定は、この基準の施行日以後に行う入札参加停止措置について適用し、同日前に行われた入札参加停止については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第 2 第 10 号（4）の規定は、この基準の施行日以後に、公告し

た県発注等の工事等について適用し、同日前に公告した県発注等の工事等については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 第 1 号の規定は、この基準の施行日以後に、公告した県発注等の工事等について適用し、同日前に公告した県発注等の工事等については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 第 2 号の規定は、この基準の施行日以後に、公告した県発注等の工事等について適用し、同日前に公告した県発注等の工事等については、なお従前の例による。

付 則

この改正は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

付 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に改正前の別表第 2 第 9 号の規定により入札参加停止の措置を受けている者に係る入札参加停止の期間については、改正後の別表第 2 第 9 号の規定を適用する。この場合において、既に入札参加停止の措置を受けている期間は改正後の別表第 2 第 9 号に定める期間に算入する。

別表第1

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 県発注の工事等に係る一般競争入札および指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6ヶ月
2 県発注等の工事等に係る入札において、低入札価格調査制度により調査し低入札価格で契約した工事等であって、低入札価格調査時に提出した資料に虚偽の記載がある等、合理的な理由なく事前に提出した資料と内容が異なる施工等をしたとき。	6ヶ月
(粗雑工事等)	
3 県発注等の工事等の施工に当たり、工事等が粗雑であったとして国会または県議会に報告されたとき。	3ヶ月
4 県発注等以外の県内の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、工事を粗雑にし、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により監督処分されたとき。	2ヶ月
(県発注等の工事等の契約違反)	
5 県発注等の工事等の施工に当たり、3に掲げる場合のほか、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。	6ヶ月
(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。	3ヶ月
(3) 2ヶ月以上の履行遅滞があったとき。	3ヶ月
(4) 1ヶ月以上2ヶ月未満の履行遅滞があったとき。	2ヶ月
(5) 1ヶ月未満の履行遅滞があったとき。	1ヶ月
(6) 公害防止および危険防止策が不良のときまたは工程管理、資材管理もしくは労務管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。	1ヶ月
(6) 公害防止および危険防止策が不良のときまたは工程管理、資材管理もしくは労務管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。	1ヶ月
(7) 県発注工事等の契約書の規定に違反して、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としたとき。	1ヶ月

別表第1

措置要件	期間
<p><u>イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>ロ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務</u></p> <p><u>ハ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務</u></p>	
<p>6 県発注等の工事等または県内の一般工事等の施工に当たり、次のいずれかに該当する場合を除き、公衆に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(1) 事故の原因が損害を受けた個人の責に帰すべきものである場合</p> <p>(2) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p>	6ヶ月
<p>7 県発注等の工事等または県内の一般工事等の施工に当たり、公衆に負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起され、または処分されたとき。</p>	3ヶ月
<p>8 県発注等の工事等または県内の一般工事等において、6 および 7 に掲げる場合のほか、事故により損害を与え、重大であると認められるとき。</p>	3ヶ月
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）</p> <p>9 県発注等の工事等または県内の一般工事等の施工に当たり、6 (1) または(2)に掲げる場合を除き、工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。</p>	2ヶ月
<p>10 県発注等の工事等または県内の一般工事等の施工に当たり、工事等関係者に負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起され、または処分されたとき。</p>	1ヶ月

別表第2

措置要件	期間
(贈賄等)	
1 有資格業者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄（刑法第198条に規定する罪をいう。以下同じ。）または公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。	
(1) 県および県の設立に係る公社・公益法人等の職員 (2) 県内の他の公共機関の職員 (3) 近畿府県内および隣接県の他の公共機関の職員 (4) 近畿府県および隣接県以外の他の公共機関の職員	24ヶ月 18ヶ月 12ヶ月 6ヶ月
(暴力団関係者) 2 有資格業者、有資格業者の役員または有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団または指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	12ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
3 業務に関し、不正に財産上の利益を得るために債務の履行を強要するために、有資格業者または有資格業者の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。	6ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
4 いかなる名義をもってするを問わず、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	6ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
5 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	3ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
6 有資格業者または有資格業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格業者または有資格業者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。	2ヶ月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで

別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
7 有資格業者が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 逮捕され、または公正取引委員会から告発されたとき。	
ア 県または県の設立に係る公社・公益法人等	12ヶ月
イ 県内の他の公共機関	9ヶ月
ウ 近畿府県内および隣接県内の公共機関	6ヶ月
エ 近畿府県および隣接県以外の公共機関	3ヶ月
(2) 公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 県または県の設立に係る公社・公益法人等	9ヶ月
イ 県内の他の公共機関	6ヶ月
ウ 近畿府県内および隣接県内の公共機関	3ヶ月
エ 近畿府県および隣接県以外の公共機関	2ヶ月
(競売入札妨害または談合)	
8 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。）または談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。	
(1) 県または県の設立に係る公社・公益法人等	24ヶ月
(2) 県内の他の公共機関	18ヶ月
(3) 近畿府県内および隣接県内の公共機関	12ヶ月
(4) 近畿府県および隣接県以外の公共機関	6ヶ月
(建設業法違反行為)	
9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	
(1) 県発注等の工事等において、建設業法に違反し、下記のイからニまでに該当したとき。	
イ 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、または逮捕	
を経ないで公訴を提起されたとき。	9ヶ月

別表第2

措置要件	期間
<p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p>	6ヶ月
<p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p>	4ヶ月
<p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p>	3ヶ月
<p>(2) (1)以外の場合で、有資格者等が滋賀県内において行った行為等について、下記のイからニまでに該当したとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p>	6ヶ月
<p>(2) (1)以外の場合で、有資格者等が滋賀県外において行った行為等について、下記のイからニまでに該当したとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p>	3ヶ月
<p>(3) (1)以外の場合で、有資格者等が滋賀県外において行った行為等について、下記のイからニまでに該当したとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日以上の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、監督官庁から 15 日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p>	3ヶ月
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる不正または不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県発注等の工事等に関し、入札においてくじ引きに応じないとき。</p> <p>(2) 県発注等の工事等に関し、入札執行者の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 県発注等の工事等に関し、連合したと認められるとき。</p> <p>(4) 県発注等の工事等に関し、低入札価格調査において事情聴取に応じない等不誠実な行為を行ったとき。</p> <p>(5) 県発注等の工事等に関し、契約締結、契約履行を妨害したとき。</p>	2ヶ月
	2ヶ月
	6ヶ月
	3ヶ月
	6ヶ月

別表第2

措置要件	期間
(6) 県発注等の工事等に関し、資格制限に該当した者を、使用人として使用したとき。	6ヶ月
(7) 有資格業者またはその役員、その他担当の責任の地位にある者が工事等に係る業務等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検または起訴されたとき。	9ヶ月
(8) 有資格業者の使用人が工事等に係る業務等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検または起訴されたとき。	6ヶ月
(9) 有資格業者が、業務に関し、脱税行為により、逮捕、書類送検または起訴されたとき。	3ヶ月
(10) 有資格業者が滋賀県内において行った行為等において、この基準において他に掲げる場合を除き、業務関連法令、労働者使用関連法令および環境保全関連法令に重大な違反をし、処分されたとき。	2ヶ月
(11) 有資格業者または有資格業者の役員が禁固刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検もしくは起訴され、または、禁固刑以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3ヶ月
(12) 有資格業者または有資格業者の役員が公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に基づき逮捕、書類送検または起訴されたとき。	1ヶ月
(13) 県発注等の工事等の施工に当たり、第三者から不当な介入（不当要求または業務妨害）を受けたにもかかわらず、故意または過失により発注者への報告および警察への通報をしなかったとき。	1ヶ月
(その他)	
11 有資格業者または有資格業者の役員に重大な反社会的行為があり、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2ヶ月

※「県発注等」とは、県および県の設立に係る公社・公益法人等をいう。

※「県」とは、知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会事務局および警察本部をいう。

※「県の設立に係る公社・公益法人等」とは、滋賀県住宅供給公社、滋賀県土地開発公社、(社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(財)滋賀県下水道公社、(財)滋賀県環境事業公社、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、公益財団法人滋賀県文化振興事業団、公益財団法人滋賀県体育協会等の滋賀県が作成した建設工事等入札参加有資格者名簿を使用している法人のことをいう。

※「有資格業者」とは、滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者をいう。

※「有資格業者等」とは、有資格業者または有資格業者の役員もしくはその使用人をいう。

※「有資格業者の役員」とは、法人の代表権を有する役員、または代表権を有しないその他の役員、もしくは支店等の代表権を有する者をいう。

※「使用人」とは、有資格業者の使用人をいう。

※「近畿府県および隣接県内」とは、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県および三重県をいう。

※「公共機関の職員」とは、贈賄または公職にある者等のあっせん行為による利得等の处罚に関する法律違反が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）の職員をいう。

※ 第5条の入札参加停止期間の特例により1ヶ月を2分の1とする場合の日数は、15日とする。